

障害者(児)補助金制度

有田川町には次のような補助金制度があります。

2つの補助金については申請が必要です。対象になると思われる人は、やすらぎ福祉課までお申し出ください。

●有田川町障害者施設通所交通費助成金交付制度

在宅の障害者が障害者支援施設などに通所するために要する費用を助成します。

・対象者／通所距離が2 kmを超える人で、公共交通機関を利用し、通所している人

※他の制度により、交通費の補助を受けている場合は対象になりません。

●有田川町障害児通所施設遠距離通所補助金交付制度

有田川町内外の障害児通所施設（特別支援学校幼稚部、児童発達支援事業所など）に通う児童の保護者の負担の軽減を図るための補助金です。

・対象者／町内外の障害児通所施設に通所（施設の開所日数の半分以上通所）している児童の保護者で、自宅からの距離が4 kmを超える人

※施設の送迎サービスを受けることができる方は対象になりません。

※今年度、既に提出していただいている場合については、提出は不要です。

☎金屋庁舎やすらぎ福祉課

介護保険

◆◆◆ 介護保険に関する税控除

介護保険料は社会保険料控除の対象です。控除できる金額は、その年に実際に支払った金額、公的年金から特別徴収（年金天引き）された金額です。

平成29年中に納めた介護保険料の金額は、次の方法で確認できます。

●特別徴収（年金天引き）の人／公的年金などの源泉徴収票（1月ごろに

日本年金機構などから送付予定）※年金受給者本人以外の社会保険料控除として、確定申告・町県民税申告することはできません。

●納付書で納めた人／納付時の領収書

□座振替で納めた人／口座振替利用明細書（12月中旬に長寿支援課から送付済み）

☎金屋庁舎長寿支援課

税金

◆◆◆ 家屋・土地の変更の届け出は吉備庁舎税務課まで

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。

平成29年中に新築・増築・取り壊しのあった家屋または田畑を造成し

たなど、用途の変更があった土地については税務課まで届け出てください。

☎吉備庁舎税務課

◆◆◆ 償却資産の申請をお忘れなく！

会社や個人で工場や商店を営んでいる人、アパートや駐車場などを貸し付けている人が、その事業のために所有する構築物、機械、備品などの固定資産（土地・家屋・自動車を除く）を償却資産といいます。1月1日現在における当該償却資産については、1月末日までに申告しなければなりません。

期限間近になると窓口が混み合います。早めに（1月中旬ごろを目安に）提出してください。

●太陽光発電設備を設置された方も申告の対象になる場合があります！

太陽光パネルなどの太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）を設置した時は、固定資産税の課税対象となり、償却資産（固定資産）として町への申告が必要な場合があります。申告案内を送付しますのでご連絡ください。

☎吉備庁舎税務課

税理士による無料相談会

税理士が確定申告の書き方などの相談を無料でお受けします。

開設場所	開設日	2月					開設時間
		6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	
湯浅納税協会 3階 会議室		●					9:30～15:00
有田市民会館 1階 第1・2会議室			●	●			9:30～16:00
有田川町役場 吉備庁舎 3階 中会議室					●		9:30～15:00
有田川町役場 清水行政局 2階 大会議室						●	

・いずれの会場も12時～13時の相談は受け付けていません。なお、申告会場の混雑状況によっては、早めに受け付け終了となる場合があります。
 ・ご来場の際には、申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑などをお持ちください。申告書の作成には、前年分の控え、源泉徴収票（給与・年金収入のある者）、所得控除に係る各種証明書などが必要です。

なお、各会場とも「土地・建物・株式等売却された所得」「贈与税」に関する相談はお受けできません。これらに関する相談が必要な場合は湯浅税務署まで。

☎湯浅税務署 ☎085-5551-1